

尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、尾道市観光コンテンツ造成事業に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 趣旨

本市には、日本遺産「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の構成文化財が点在しているが、多くの観光客は市街地エリアで楽しんでおり、多くの国宝重要文化財等の地域資源の活用が不十分である。また、魅力的な体験コンテンツが少ない状況でもある。

こうした課題を踏まえながら、観光コンテンツ造成事業を行い、更なる観光客誘致と観光消費額の増加を図る。

2 提案内容

本件プロポーザルに参加する者は、別に定める別紙2業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める内容について具体的に提案するものとする。

3 委託業務名

尾道市観光コンテンツ造成事業

4 委託上限額

11,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 プロポーザル実施手順

- （1）市ホームページを通じて本件プロポーザルへの参加希望者を募集する。
- （2）前号の希望者は、企画運営に係る提案書（以下「提案書」という。）その他説明に必要な書類を作成して提出し、尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。なお、選定委員会の構成は、選考当日まで公表しない。
- （3）選定委員会は、提出された提案書その他説明に必要な書類について、別途日程を定め、審査する。

6 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書、提案書及び必要な添付書類を期限内に提出すること。

- （1）プロポーザル実施要領等の配布
令和8年8月4日（火）から尾道市のホームページに掲載する。
- （2）参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
 - （ア）参加表明書（別記様式第1号）
 - （イ）会社概要（任意様式 既存のパンフレット等で可）

- (ウ) 法人所在地の市町村税の完納証明書
- (エ) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3。写しでも可)
- (オ) 誓約書(別記様式第3号)
- (カ) 令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外の場合は、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(写しでも可)

イ 提出先 第12項の提出先

ウ 提出期限 令和8年8月21日(金)午後5時(必着)

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)

カ 参加資格審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「参加資格確認結果通知書」により通知する。

(3) 提案書及び必要な添付書類の提出先及び提出期限

ア 提出書類

(ア) 提案書(任意様式、枚数制限なし。ただし、別表審査基準の項目について明記されていること。)

(イ) 業務委託見積書及び経費内訳書(任意様式)

(ウ) 業務実施体制表(任意様式)

(エ) スケジュール(任意様式)

(オ) 本事業と類似した事業の実績一覧

イ 提出先 第12項の提出先

ウ 提出期限 令和8年8月28日(金)午後5時(必着)

エ 提出部数 正本1部、副本5部

オ 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)

7 本件に関する質問期限及び回答

質問がある場合は、質問書(別記様式第2号)を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法 第12項の提出先へ持参又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。(受付期間内必着)

※電話での質問は一切受け付けない。

(2) 受付期限 令和8年8月10日(月)午後5時まで

(3) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せて集約したものを令和8年8月14日(金)午後5時までに尾道市ホームページにて公表する。

8 契約優先交渉権者の選定方法等

(1) 選定委員会の委員は5名とする。

なお、委員が選定委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。

(2) 第一次審査(書類審査)

提出された提案書の内容を別表審査基準に基づいて評価し、一定基準を満たした提案者のうち上位三者程度を第二次審査に進む者として選考する。

なお、第一次審査の結果は、全ての提案者に対して令和8年9月8日(火)までに文書により通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）

提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に審査を行い、最終的に最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

なお、第一次審査の得点は、第二次審査の選定において加味しない。

※第二次審査の参加者が1者の場合でも、審査基準による可否を判断するため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和8年9月14日（月）（予定）

※時間については、第二次審査に進んだ応募者に別途通知する。

イ 実施場所 尾道市役所内

※詳細については、第二次審査に進んだ応募者に別途通知する。

ウ 実施時間 35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

エ その他 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に尾道市に連絡すること。

9 決定及び結果通知

市長は、選定委員会による選定結果を参考に、委託先を決定する。第一次審査及び第二次審査の結果については、それぞれ応募者に通知する。

なお、非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く）に観光課に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により回答する。

10 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表	令和8年8月 4日（火）
参加表明書の受付期間	令和8年8月 4日（火）～8月21日（金）
提案書等の受付期間	令和8年8月 4日（火）～8月28日（金）
第一次審査	令和8年9月 7日（月）
第二次審査	令和8年9月14日（月）
選定結果通知	令和8年9月17日（木）

11 契約に関する事項

(1) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、「仕様書」による。ただし、詳細はプロポーザル時の提案内容に縛られるものではなく、本市及び契約者が協議の上で定める。

イ 業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

ウ 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げてその者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。

エ 契約保証金については、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）を適用する。

(2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(3) 契約締結後に、契約者が参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

(4) 契約候補者となった者が、令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外である場合は、物品購入等競争入札参加資格審査

申請を行わなければならない。

12 問合せ先及び提出先

尾道市産業部 観光課

住 所：〒722-8501尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号

電話番号：0848-38-9184（直通）

FAX 番号：0848-37-2377

E - mail: kanko@city.onomichi.hiroshima.jp

別表

審査基準

評価の項目			配点
業務遂行能力	実施体制	実施体制が整備されていることに加え、発注者との綿密かつ柔軟な調整が可能となっているか。	15
	類似事業の業務実績	類似事業（観光コンテンツの創出）の業務実績があり、本業務を履行するための知見・ノウハウを有しているか。	
	実施スケジュール	スケジュールは効果的・効率的であり、業務を確実に遂行できるものとなっているか。	
企画提案力	実施方針・計画	業務の趣旨、内容・課題について理解しており、目的遂行・課題解決に対して適切な方針が示されているか。	75
	コンテンツ造成にあたって重要視する点	①尾道市の地域資源にどのようなものがあると考えているか。 ②学び、ストーリー性、体験、充足感、特別感等、付加価値の設定について考えられているか。 ③地域資源ごとに設定するターゲットの理由と具体的な根拠はあるか。	
	事業者との関わり	①事業者と連携を図り、持続可能な取り組みとするよう考えられているか。 ②業務委託終了後も継続して販売、実施することを前提としているか。	
	コンテンツ販売	OTA 等を活用し、国内外に効果的に周知・販売ができる提案となっているか。	
	情報発信	本業務の目的に沿った効果的なツールを利用しているか。また、販売促進につながる手法であるか。	
	独自の取り組み	①自社の強みを生かした独自提案はあるか。また当業務に効果的である理由は。 ②専門的なノウハウ等を活用した内容になっているか。 ③実現性がある内容であるか。	
費用	費用	①当事業の費用対効果等の観点から見積額は妥当かつ安価なものとなっているか。 ②見積額は業務を確実に履行できる妥当なものとなっているか。	10
配点合計			100